

**【今治市子どもが真ん中応援券　取扱店舗募集要項】**

以下に記載する内容をよくご確認のうえ、店舗登録する場合は、『「今治市子どもが真ん中応援券」利用可能店舗登録（変更）申請書』を提出するか、電子申請により申請してください。

**１　応援券の事業概要**

（１）目的　愛媛県との連携による人口減少対策の取り組みとして、子どもを持ちたい人が安心して産み育てることができる環境づくりを推進するため、新生児を養育する子育て世帯に対し、市内登録店舗での商品・サービス等の購入に利用できる「子どもが真ん中応援券」を交付する

（２）応援券の内容　 １枚1,000円分

（３）交付対象者　 令和７年４月１日から令和８年３月３１日に出生した今治市に住民登録のある乳児を監

護養育するもの

（４）使 用 期 間　 令和７年６月１日（日）～令和８年12月31日（木）

　　　　　　　　　　 （令和７年5月31日以前の交付分は令和７年12月31日（水）まで）

（５）請求期間　 令和７年６月１日（日）～令和９年２月10日（水）

（令和７年5月31日以前の交付分は令和８年２月10日（火）まで）

**２　登録資格**

乳幼児のための用品・サービスを取り扱う店舗

**３　応援券の利用対象品目**

　　〇タオル製品、紙おむつ、授乳用品、ベビーカーなど、乳児に関する用品・サービス

**４　応援券の利用対象にならないもの**

○現金との換金、金融機関への預け入れ

○特定の宗教や政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

○応援券の交換又は売買

○その他、本事業の趣旨にそぐわない物品等への支払い

**５　応援券取り扱い厳守事項**

○今治市内の取扱店舗のみ利用可能

○物品の販売又はサービス（役務）の提供などの取引において利用可能

○応援券と現金の交換禁止

○応援券の額面以下の利用禁止

○不足分は現金等で受取る

○利用期間を過ぎた応援券の受取禁止

○応援券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない

※応援券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合あり

**６　取扱店舗の責務等**

次に掲げる事項を遵守していただきます。

①利用可能店舗であることが明確になるよう、取扱店舗表示を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。

②消費者が利用される応援券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。

なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された応援券と判別できる場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨今治市に報告してください。

確認用として配布する応援券見本は、応援券を取り扱う全ての方に周知してください。

③応援券を受け取った時は、再流通を防止するため応援券裏面に店舗名を押印または記入することとし、既に押印等があるものは、受け取りを拒否してください。

④登録された店舗名と応援券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

⑤応援券の交換及び売買は行わないでください。

⑥利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された応援券のみ換金可能です。

**７　申込みについて**

（１）申込方法

①書面による申込

「利用可能店舗登録（変更）申請書」及び「口座登録申込書」に必要事項を記入し、所定の窓口、郵送、メールまたはFAXで申請してください。

　申込書は今治市ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kodomo/2019-nCoV/kodomo_mannaka/>

[窓　　口]今治市こども未来課または各支所住民サービス課

[郵送先]〒79４-8511　今治市別宮町１丁目４－１　今治市こども未来課　子育て支援係

※申請者が同じ法人又は個人で、登録を希望する店舗が複数でも入金口座が同じ場合は、申請書に

その他店舗名（住所、電話番号）を記載することで、一度に申請することができます。

[メ ー ル] kodomo@imabari-city.jp

[F A X] ０８９８－３４－１１４５

　　②電子申請による申込

　　　[7LMq/kodomo\_mannaka/1](https://logoform.jp/form/7LMq/kodomo_mannaka/1)

（２）申込期間

**令和７年４月１日（火）～**　※窓口申請は土日祝日を除く

（３）取扱店舗登録料　　　無　料

（４）取扱店舗の選定

受付後審査を行い、登録可能とした時は、後日「利用店舗登録書」、「取扱店舗表示」、「応援券見本」及び

「今治市子どもが真ん中応援券交付事業助成金交付請求書」等を送付します。

**８　取扱店舗の取消等**

本要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金の発生が生じた際はご請

求する場合があります。

**９　換金について**

所定の窓口で「今治市子どもが真ん中応援券交付事業助成金交付請求書」に、「使用済応援券」（裏面に店舗名を記入）を添えて申請してください。後日、指定の口座に振り込みます。土日祝日及び年末年始（12月2９日～1月３日）は受付けできません。なお、換金手数料は無料です。

 [窓　　口] 今治市こども未来課または各支所住民サービス課

[受付時間] 8：30～17：15

[請求期限] 令和６年度応援券（青）：令和８年２月10日（火）まで

 　　　　 令和７年度応援券（黄色） ：令和９年２月10日（水）まで

（毎月10日締め、月末払い）

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

**９　その他留意事項**

「応援券の使えるお店」として、店舗の名称、所在地、電話番号等を今治市のホームページなどで広報します。

|  |
| --- |
| 店舗登録に関するお問い合わせ先（8：30～17：15）※土日祝日、年末年始は除く |
| 今治市こども未来課　子育て支援係 | 0898-36-1529 |

別記様式第３号(第８条関係)

「今治市子どもが真ん中応援券」利用可能店舗登録（変更）申請書

年　　月　　日

（宛先）今治市長

申請者の住所

又は所在地

名称及び代表者名

電話番号

今治市内の下記の店舗について、「今治市子どもが真ん中応援券」を利用できる店舗として登録を受けたいので、今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱第８条第２項（第４項）の規定により（登録・変更・廃止）申請します。

なお、申請に当たり今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱を遵守することを誓約します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 店舗名 | 住所 | 電話番号ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象品目 | タオル類・衣類・衛生用品・玩具・ベビーインテリア・乳児用食品ベビーカー・チャイルドシート・その他製品（　　　　　　　　　　　　）サービス（　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 特記事項 |  |

担当者

　職（担当）　　　　　氏名

　電話番号

（次紙）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 店舗名 | 住所 | 電話番号ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |



「今治市子どもが真ん中応援券」口座登録申込書

　年　　　月　　　日

（宛先）今治市長

申請者の住所

又は所在地

名称及び代表者名

今治市子どもが真ん中応援券交付事業に係る助成金の請求について、下記の口座への振込みを依頼します。

記

（希望支払方法）口座振替

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関　　　　　　　　　　　　　　銀行金庫農協 | 支店支所 |
| 　口座名義人 | フリガナ |
| 　預金種別 | 　口座番号 |

担当者

　職（担当）　　　　　氏名

　電話番号



委任状

　　　年　　　月　　　日

（宛先）今治市長

私（委任者）は、下記受任者を代理人と定め、今治市子どもが真ん中応援券交付事業に係る請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

委任者

住所

氏名 　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

記

受任者

住所

氏名